

第47回 国立市都市計画審議会会議録（要旨）

<p>日時</p> <p>場所</p> <p>議題</p>	<p>令和5年11月15日（水） 午前10時00分～11時10分</p> <p>市役所2階 市議会委員会室</p> <p>議案</p> <p>1) 国立都市計画生産緑地地区の変更について（国立市決定）</p> <p>2) 東日本旅客鉄道南武線（谷保駅～立川駅間）連続立体交差化計画及び関連する道路計画について</p> <p>3) 国立都市計画道路3・3・15号中新田立川線及び国立都市計画道路3・4・5号立川青梅線について</p>
<p>出席委員 （敬称略）</p> <p>事務局等</p> <p>傍聴者</p>	<p>堂免会長、鎌田副会長、北島委員、 遠藤委員、大谷委員、関口委員、青木委員、住友委員、 高橋立川消防署予防課長（平本委員代理出席）、菅原委員、中尾委員</p> <p>永見市長、北村都市整備部長、町田都市計画課長、立川南部地域まちづくり課長、 堀江都市農業振興担当課長、和田都市計画係長、佐久間主任、村山主任、町田主事</p> <p>0名</p>
<p>議題</p> <p>要点記録</p>	<p>議案</p> <p>「付議案件」</p> <p>1) 国立都市計画生産緑地地区の変更について（国立市決定）</p> <p>「報告事項」</p> <p>1) 東日本旅客鉄道南武線（谷保～立川駅間）連続立体交差化計画及び関連する道路計画について</p> <p>2) 国立都市計画道路3・3・15号中新田立川線及び国立都市計画道路3・4・5号立川青梅線について</p> <p>議案1) について、現案のとおり可決された。</p>
<p>国立市都市計画審議会運営規則第13条第2項の規定により、ここに署名いたします。</p> <p>令和5年11月15日</p> <p>議長</p> <p style="font-size: 1.5em; font-family: cursive;">堂免隆浩</p>	
<p>指名委員</p>	<p style="font-size: 1.5em; font-family: cursive;">鎌田裕美</p>

第47回 国立市都市計画審議会

堂免会長： 皆様、おはようございます。

本日は、御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから第47回国立市都市計画審議会を開会いたします。御案内にもありますように、本日の議題といたしまして、市長より付議されました「国立都市計画生産緑地地区の変更について」、そのほか報告事項としまして「東日本旅客鉄道南武線（谷保駅から立川駅間）連続立体交差計画及び関連する道路計画について」及び「国立都市計画道路3・3・15号中新田立川線及び3・4・5号立川青梅線について」、以上の3案件について本日は御審議いただき、または御報告したく、都市計画審議会を開催する次第です。

御審議の前に、今回より新たにお替わりになりました委員がいらっしゃいますので、事務局より紹介いただき、その後御挨拶いただきたく、お願いいたします。

町田都市計画課長： 初めに、学識経験者としてお願いいたしました農業委員会会長の北島直芳委員です。

北島委員： 北島です。よろしくお願いします。

堂免会長： お願いいたします。どうもありがとうございました。

町田都市計画課長： 次に、市議会議員としてお願いいたしております遠藤直弘委員です。

遠藤委員： 遠藤直弘です。よろしくお願いします。

前の期に都市計画審議会では審議委員として参加させていただきまして、返り咲きという形になります。慎重審議させていただきたいと思っておりますので、皆様よろしくお願いします。

堂免会長： どうもありがとうございました。よろしくお願いします。

町田都市計画課長： 次に、市議会議員としてお願いいたしております大谷俊樹委員です。

大谷委員： 大谷俊樹でございます。どうぞよろしくお願いします。

私も4年前ですか、都市計画審議会委員をさせていただきまして、またこの役目を務めさせていただくことになりました。しっかりと役割を果たして慎重審議させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

堂免会長： どうもありがとうございました。よろしくお願いします。

町田都市計画課長： 次に、市議会議員としてお願いいたしております青木淳子委員です。

青木委員： 皆様、おはようございます。青木淳子でございます。

このたび初めてこちらの都市計画審議会の審議委員となりました。国立市にとって大変重要な審議会の1つであると認識しております。しっかりと慎重審議してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

堂免会長： どうもありがとうございました。よろしくお願いします。

町田都市計画課長： 次に、関係行政機関としてお願いいたしております立川消防署長であられます平本隆司委員ですが、本日は所用により立川消防署高橋予防課長が、国立市都市計画審議会運営規則の規定に則り代理出席をいただいております。

高橋代理： よろしくお願ひいたします。

堂免会長： 本日、平本委員は、所用により代理による出席とのことでございますので、御挨拶は、次回の出席の機会にいただきたいと思ひます。

それでは、委員の出席であります。本日御連絡いただひている桂委員、あと東委員が御到着なさっていないところ。また、関係行政機関での選出委員であります立川消防署長の平本委員より、国立市都市計画審議会運営規則第5条の規定に則り立川消防署高橋予防課長を代理出席として委任状の提出を受けております。

ただいまの出席委員数は、11名であります。したがひまして、審議会条例第7条の規定に基づき定足数に達してありますので、これより議事日程に従ひ会議を進めさせていただきます。

それでは次に、会期の決定についてお諮りいたします。会期でございますが、本日1日とすることに御異議ござひませんか。

(「異議なし」の声あり)

堂免会長： 異議なしの声がありますので、会期を本日1日といたします。本審議中におきまして、限られた時間の中で十分に御審議いただきたいと存じますので、議事進行などについて御協力をお願い申し上げます。

続きまして、審議会運営規則第13条に基づき第47回国立市都市計画審議会の会議録に署名をする委員を指名いたします。これにつきましては、鎌田委員にお願いできればと思ひます。お願いいたします。

それでは、ここで市長さんから御挨拶をいただきます。お願いいたします。

永見市長： おはようございます。着座にて失礼させていただきます。

皆様におかれましては、お忙しい中、第47回国立市都市計画審議会の開催に当たりまして御出席を賜り、誠にありがとうございます。

ただいま会長のほうからお話がございましたが、本日の議題として3件ございます。

1件目は、国立市決定案件であります「国立都市計画生産緑地地区の変更について」の付議案件でございます。生産緑地地区の変更につきましては、新たに追加する地区と、生産緑地法の買取り申出等に伴ひ行為の制限が解除された地区につきまして、都市計画の変更の手続を行うものであります。

2件目は、「東日本旅客鉄道南武線(谷保駅から立川駅間)連続立体交差化計画及び関連する道路計画について」、

3件目は、「国立都市計画道路3・3・15号中新田立川線及び3・4・5号立川青梅線について」の報告事項でございます。

こちらにつきましては、本年のそれぞれ8月と9月に都市計画決定または変更の説明会がありましたので、その内容について御報告するものでございます。

御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

堂免会長： どうもありがとうございました。

それでは、議題に入ります。国立都市計画生産緑地地区の変更について、事務局より説明をお願いいたします。

町田都市計画課長： それでは、説明の前に令和5年4月及び7月に行われた人事異動により事務局

職員に変更がありましたので、御紹介させていただきます。

4月の人事異動により都市整備部都市計画課都市計画係に配属となりました佐久間主任です。

佐久間主任： 佐久間です。

町田都市計画課長： 同じく7月より都市計画係に配属となりました町田主事です。

町田主事： よろしくお願ひします。

町田都市計画課長： 職員人事につきましては、以上でございます。

次に、本日の資料の確認をさせていただきたいと思ひます。

本日配付いたしました資料でございますが、第47回国立市都市計画審議会議事日程、国立都市計画の変更についての付議書の写し、右上に都市計画審議会第1号議案とある「国立都市計画生産緑地地区の変更について（国立市決定）」の議案書。事前に配付させていただいております第47回国立市都市計画審議会の開催についての通知文、国立市都市計画審議会資料No.1の「国立都市計画生産緑地地区の変更について（国立市決定）」、同じく国立市都市計画審議会資料No.2、カラーのパンフレットになりますけれども、「東日本旅客鉄道南武線（谷保駅から立川駅間）連続立体交差化計画及び関連する道路計画について」、同じく資料No.3の「都市計画変更素案のあらまし」、最後に令和5年7月20日現在の国立市都市計画審議会委員名簿でございます。不足の資料はございませんでしょうか。

それでは、第1号議案、国立都市計画生産緑地地区の変更について（国立市決定）を御説明いたします。

国立市都市計画審議会資料No.1を御用意いただけますでしょうか。1ページをお開き願ひます。計画書でございます。

変更の内容でございますが、第1、種類及び面積では、変更後の生産緑地地区全体の面積は、約41.35ヘクタールでございます。

第2、削除のみを行う位置及び区域でございます。左から順に番号、地区名、位置、削除面積、そして、備考として削除される部分が、一部なのか全部なのかを示しております。

削除を行う地区は、番号4、国立市富士見台4丁目地内から番号165、谷保6丁目地内の20地区で、合計面積は約2万770平方メートルでございます。

理由でございますが、公共施設等の用地または買取り申出に伴う行為制限の解除により宅地等に転用され、生産緑地の機能を失った生産緑地地区の一部を削除するものでございます。ここで申し上げます一部とは、生産緑地全体の一部ということでございます。

次に、2ページを御覧させていただきたいと思ひます。

第3、追加のみを行う位置及び区域でございます。左から順に番号、地区名、位置、追加面積、そして備考には、周辺に生産緑地地区のない箇所に新規で追加される全部追加なのかを示しております。

追加を行う地区は、番号178、国立市泉5丁目地内の1地区で、面積は約970平方メートルを追加するものでございます。

理由でございますが、生産緑地地区の追加申請に基づき、「都市農地等を計画的かつ永続的に保全し良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適性に管理され

ている農地等を追加する」ものでございます。

次に、第4、区域の変更のみを行う位置及び区域でございます。こちらは、計画図に示されました生産緑地地区の形態を変更する地区を示したものでございます。

番号1、国立市西2丁目地内、備考として、区域の訂正でございます。

理由でございますが、こちらにつきましては、令和3年度からGIS作成データのために全面的に区域の変更を行ってまいりましたが、その中で現地と図面とに不整合な箇所があったため、今回適正な区域に訂正を行うこととしたものでございます。

なお、面積などの訂正はございません。

次に、3ページを御覧いただきたいと思えます。新旧対照表でございます。

こちらは、変更前の面積、位置、変更内訳として、削除及び追加する面積、変更後の面積を一覧表に示しております。

番号4、6、29、58、71、73、86、87、98、126、133、163及び165につきましては、地区の一部を削除するものでございます。この一部削除によります区域の分断は4件、残る区域の面積要件欠如は、1件となります。また、一部の地区では、面積精査による増減を含んでおります。なお、番号70、103は、公共施設の設置に伴う削除で、それ以外は、いずれも買取り申出に伴う削除でございます。また、番号61につきましては、変更を伴わない面積精査による増を行うものでございます。最後に番号178につきましては、先ほどの追加を行うものでございます。

それぞれの面積は、追加・削除を含めまして番号順に示しており、その合計は、下から3枠目の計になりますが、変更前の面積約14万3,750平方メートル、削除面積約2万770平方メートル、追加面積約970平方メートルで、変更後は、約12万4,390平方メートルになるものでございます。ここに、今回追加削除に関わらない、変更のない地区としまして120件、約28万9,120平方メートルを加算いたしますと、全体の変更後の生産緑地地区は141件、面積約41万3,510平方メートルになるものでございます。また、摘要欄の1番下の右側にみなしという表現がございますが、こちらにつきましては、旧生産緑地法の指定に基づきます生産緑地の面積を、内数ではございますが、示しているものでございます。

次に、4ページを御覧いただきたいと思えます。変更概要です。

国立都市計画生産緑地地区の変更事項として、ただいま説明しました位置と、区域及び面積の変更があることを示しております。件数は141件と変わらず、面積は約43.29ヘクタールから約41.35ヘクタール、約1.94ヘクタール減少したことになります。

次に、5ページの折り込んであります国立都市計画生産緑地地区総括図をお開きください。市内全域におけます生産緑地地区を、番号とともに示しております。

右下の凡例にありますように、既指定区域は、白抜き及び縦線で示しております。今回区域の変更を行う区域は、中央付近の黄色で塗られている部分の1地区、削除を行う区域は、黒く塗り潰して表示してある部分の20地区でございます。また、今回追加を行う区域は、ピンク色で塗られている部分の1地区でございます。

位置の詳細につきましては、次からの計画図で御説明いたします。

恐れ入りますが、次の6ページをお開きください。

図面中央部の番号1は、国立市西2丁目地内の生産緑地で、図面上での区域の変更があったところで、面積の増減はないものとなります。

次に、7ページをお開きください。番号4、5、6は、矢川上公園西側に位置する富士見台4丁目地内で、それぞれの黒塗り部分の面積、番号4は約1,490平方メートル、番号5は約1,130平方メートル、番号6は約860平方メートルを削除するものでございます。

次に、8ページをお開きください。図面中央部の番号29は青柳大通り東側に位置する青柳1丁目地内、西側に位置する番号133は青柳3丁目地内で、黒塗り部分の面積をそれぞれ約1,830平方メートル及び約410平方メートルを削除するものでございます。この削除に伴い番号29は、一団を維持することが不可能となり分断され、新たに番号174と175が新設となるものでございます。

次に、9ページをお開きください。図面中央部番号58は青柳稻荷神社南側に位置する青柳2丁目地内で、黒塗り部分の面積約970平方メートルを削除するものでございます。

次に、10ページをお開きください。図面上部番号44は富士見台団地南側に位置する大字谷保字下峯下地内及び大字谷保字峯上地内で、黒塗り部分の面積約580平方メートルを削除するものでございます。また、図面左下の番号70とその右上の番号71は国立第一小学校近くに位置する大字谷保字栗原地内で、それぞれの黒塗り面積が、番号70は約560平方メートル、番号71は約260平方メートルを削除するものでございます。そして、図面右下の番号73でございますが、こちらは、黒塗り部分の面積約170平方メートルを削除するものでございます。

次に、11ページをお開きください。図面左上の番号178は石田街道西側に位置する泉5丁目地内で、ピンク色で塗られている部分の面積約970平方メートルを追加するものでございます。また、その右側の番号86は石田街道東側に位置する泉5丁目地内で、黒塗り部分の面積約1,040平方メートルを削除するものでございます。この削除に伴い番号86は一団を維持することが不可能となり分断され、新たに番号176が新設となるものでございます。図面中央左側の番号87は寺之下親水公園の近くに位置する泉4丁目地内で、黒塗り部分の面積約950平方メートルを削除するものでございます。図面中央右側の番号163は城山公園の南側に位置する泉5丁目地内で、黒塗り部分の面積約1,110平方メートルを削除するものでございます。図面中央部下側の番号116及び117は日野バイパス南側に位置する泉1丁目地内で、黒塗り部分の面積をそれぞれ約1,160平方メートル及び約540平方メートル削除するものでございます。

次に、12ページをお開きください。図面中央左側の番号98、国立府中インターチェンジ北側に位置する大字谷保字天神下地内で、黒塗り部分3か所の面積約3,600平方メートルを削除するものでございます。削除に伴い番号98は一団を維持することが不可能となり分断され、新たに番号177が新設となるものでございます。図面中央右側の番号103、多摩青果の北側に位置する大字谷保字下之下地内で、黒塗り部分の面積約80平方メートルを削除するものでございます。

次に、13ページをお開きください。図面中央左側の番号126は国立府中インターチ

エンジの東側に位置する谷保6丁目地内で、黒塗り部分の面積約1,390平方メートルを削除するものでございます。また、その直近の番号128では、黒塗り部分2か所で面積約1,250平方メートルを削除するものでございます。また、図面中央番号165では、黒塗り部分の面積約1,390平方メートルを削除するものでございます。

資料の説明は以上でございますが、最後に手続の関係を御説明いたします。令和5年7月上旬に東京都と事務打合せを行いまして、8月22日に都市計画法に基づきまず協議書を提出し、9月15日付にて都知事から協議結果通知書をいただいております。

また、都市計画の案の公告及び縦覧を10月17日から10月31日まで行った結果、縦覧者はなく、意見書の提出もありませんでした。

なお、本日の本審議会の議決をいただいた後に、都市計画変更の告示を行うことを予定しております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

堂免会長： 説明が終わりました。

それでは、質疑、討論、採決の順に進めてまいります。

初めに質疑を承ります。いかがでしょうか。

では、住友委員さん、お願いいたします。

住友委員： おはようございます。

では、早速ですが、6ページのところでございますけれども、もう少し詳しく教えていただきたいところなのですが、これは面積の増減がなかったということですが、この変更理由とは、どのようなところだったのでしょうか。

堂免会長： 事務局お願いいたします。

町田都市計画課長： こちらは、先ほど御説明しましたGIS化によるもので、今までアナログな図面の管理でしたが、令和3年度にGIS・デジタル化いたしました。百数十件ある中の地形をデジタル化する中で、No.1の黄色く塗られた真ん中辺の下に少しだけ飛び出ているところがあるのですが、こちらがデジタル化するとき、その少し飛び出ているところを真っすぐにした図面を作って告示してしまったものです。今回それが分かりましたので、その図面上で少しだけ飛び出させたということですので、台帳やその面積、表の中の数字については、全く変わっておりません。この管理上の図面が少々変わったということでございます。

堂免会長： 住友委員さん、お願いします。

住友委員： 御丁寧にありがとうございます。

ということは、特にこの実際の面積については、影響がなかったということで理解してよろしいですね。

堂免会長： 事務局。

町田都市計画課長： はい、そのとおりになります。

堂免会長： はい、分かりました。

そのほかはいかがでしょう。

では、大谷委員さんお願いいたします。

大谷委員： それでは、質問、質疑させていただきたいのですが、今回の削減の中には、道路

用地とかそういうところもあるので、それは致し方ないというところと、あと個人の所有物ですから言及するには及ばないのですけれども、ただ一点、矢川上公園のところでは、これは都市計画が決定された公園、都市計画決定されているのです。これは手続上は、先行買収はできないのでしょうか。

堂免会長： 事務局。

町田都市計画課長： 今、委員さんがおっしゃられますとおり都市計画公園区域内の生産緑地でございます。なぜ公園として買わないかという質問かと思えます。

都市計画施設全般になりますが、計画の中で事業認可を取って、簡単に言いますと事業をしていく意思表示を行った後でなければ、事業の進捗はできませんので、今回はまだこの地域につきましてはその段階ではございませんので、買取り申出が出ておりますけれども、今回その買取りはできないという旨で処理させていただいているところでございます。

堂免会長： 大谷委員。

大谷委員： ありがとうございます。

そうしますと、事業認可は、どのような手続があり、その計画というのはあるのでしょうか。

堂免会長： 事務局。

町田都市計画課長： 担当課の判断も含まれますので、都市計画課としては、細かくは申し上げられませんけれども、今回公園ということであれば、その担当部署のほうで方針なり計画なりを立てて進めていくものだと思います。今回の場所につきましては、そのようなものがまだない中でございましたので、先ほどのような説明となっております。

堂免会長： 大谷委員さん。

大谷委員： 後は討論でやります。

堂免会長： 分かりました、ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。

では、遠藤委員さん、お願いします。

遠藤委員： ありがとうございます。今回削除されたところが、引き続き営農されるところというのは、どれぐらいの割合であるのでしょうか。

堂免会長： 事務局。

町田都市計画課長： 今回の削除された面積の中のものですが、やはり用途を変えるという、御利用されるという趣旨の中で買取り申出が出ておりますので、今回削除される20地区につきましては、ほぼ違う目的で使われております。

堂免会長： ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

では、関口委員、お願いします。

関口委員： 削除とそれから新規のところとあるので、おおむねな理由、削除したいという理由、例えば相続があるとか30年過ぎたとかというそういうおおむねな理由として把握しているのは、どういうことなのでしょうか。

堂免会長： 事務局お願いします。

町田都市計画課長： 委員さんがおっしゃられましたとおり、新法指定の生産緑地の30年という期

限が、令和4年にちょうど30年を迎えまして、そこでやはり30年お待ちになられて次の違う目的に利用したいという方がいらっしやいましたので、今回は数が多くなっております。理由でございますけれども、今申し上げましたとおり、平成4年に指定されました生産緑地が30年を迎えましたので、その30年で期間が過ぎたものを違う目的、ほとんどが建築物が建っておりますが、そのような違う理由、目的に使用されるために削除がございました。

また、この中には営農の意思で特定生産緑地に指定された農地もございますけれども、残念ながら相続等で違う目的、また、手放してしまうという理由も、聞いているところでございます。

堂免会長： 関口委員さん。

関口委員： 大谷委員が指摘したのは、一定のところの場所を指定されて買取りという意思があるのかという質問があったかと思うのですが、この削除されたところについて、場所はどこ指定しないでも、市として買取りの意思があるというところがあるのかないのかというのは、分かるのですか。

堂免会長： 事務局。

町田都市計画課長： この全ての買取り申出につきましては、行政のほうで買取りをする部署がないか、また、関係行政機関にも買い取る意思がないかという調査をした中でやむを得ず買取りをしないという旨の通知を發出しております。したがって、公共用地に適した土地ということで指定はしておりますけれども、いろいろな諸事情により買取りをできないということで買い取らない旨の通知を出したところでございます。

堂免会長： 関口委員さん。

関口委員： あとは、市としては、買取りの意思がないということを表明したということによろしいのですか。

堂免会長： 事務局。

町田都市計画課長： 市として買い取らない旨の通知を出しております。

堂免会長： 関口委員さん。

関口委員： もう一つ表記の件で意見を述べたいと思うのですが、この1ページ、2ページが、メインだと思うのです。そこで、すぐに分かるようにしてほしいというのがあるのですが、この第1のところには生産緑地地区面積が、約41.35ヘクタールと書いてあるのです。その下に第2のところの1番下の計のところ、20件と書いてあるところが、2万770平方メートルと書いてあるのです。これはどちらかに合わせてすぐに見てこれだけの少ない部分なのか、多い部分になったのかということが分かるようにしてほしい。

これは表記の仕方だけなので、備考欄にでも括弧に2ヘクタールですと書かれていれば、2ヘクタールだったら1割もないかと、0.5割ぐらいかとイメージがずっと湧きます。

この平方メートルとヘクタールの併記というのは、うまく使ってくださいのほうが、見やすいかと思いました。

堂免会長： では、事務局。

町田都市計画課長： これは様式でございまして、平方メートルの表記は新旧対照表のほうで対比していただくようにしています。この1ページ目というのは、様式でありまして、このような形の指定でございます。

堂免会長： では、関口委員さん。

関口委員： そこまで返答いただいたので、それだったら様式が変なのではという話になるのだと思います。変更することはできないのですか。僕なんかすぐに見たときに、2万平方メートルというのと41ヘクタール、計算しなければいけないでしょう。100平方メートルが1アールで100アールが1ヘクタールだっていうふうに換算しなければいけない。そういうふうに換算して1ページ、2ページ見なくてはいけなくなるので、その様式は、変更することできないのですか。

堂免会長： 事務局。

町田都市計画課長： 先ほども申しましたけれども、3ページに単位としては同じ図表のものがございまして、御了承いただけたらと思います。

堂免会長： そのほかはいかがですか。では、青木委員さんお願いします。

青木委員： では、1件質疑をさせていただきます。

今回追加となりました地区が、一部ございます。これに関してもう少し詳しくお話できる範囲で結構ですので、御説明をお願いいたします。

堂免会長： 事務局、お願いします。

町田都市計画課長： 都市計画課としまして1年間の中である期間に、追加申請期間を設けております。その追加申請の期間の中で土地所有者の方が、農地として生産緑地法上で、30年間御利用していただけたという御判断の中で、追加していきたいという申請をいただきましたので、今回都市計画のほうと、あとその農地が良好な農地であるか等を農業委員会さんとも協議しながら判断させていただきまして、今回良好な農地という判断をいただいた中で、今回追加ということをさせていただいたところでございます。

堂免会長： ありがとうございます。そのほかは、いかがでしょうか。ほかにはございせんか。なければ、質疑を打ち切ります。

続きまして、本案に御意見がありましたら、お伺いいたします。いかがでしょうか。

では、大谷委員さん、お願いします。

大谷委員： 討論させてもらいます。

今回この削除だとかこれは個人の所有の関係ですから、そこまで言及することはできませんけれども、やはり一般市民の声といいますか、多く聞くのは、国立の自然がなくなるのは嫌だと。自然が残っていたほうがいいと。自然がどういう価値感かは別としても、そういう中でなるべく市が、そうしたところで買い取って残せるのだったらそうしてほしいという声は結構聞きます。結局こう見てみますと、生産緑地をやめて、いわゆる建て売りとかそういう家が建っていくというところが多く見受けられるわけですが、これも民間でやることですから言及はできません。

ただ、1点私が申し上げましたけれども、事業認可というものが、そういうふうにする手続がまだできてない、というところにあるので、部署としては動かなかったという、非常に残念な話を今聞きました。ただ、都市計画の公園として囲ってあるわけです。市民

に場所を示しているわけです、都市計画の公園ですと。市がそういうふうに公園にしてくれると思っている中で、事業認可に至っていないから先行買収しませんとか、今質問したら答えとしては、やる気がないという。現段階でやる気がないから買いませんでした、これはどういうことなのかと。私は、公園にすると書いてあるのだったら、これはもう絶対にやっていってほしいのです。そういう認識を部署というか市のほうにも持っていただきたいし、ここだけに及ばずあらゆるところも、全部それで進めてほしいわけです。

今日消防の関係の方もいらしてますけれども、例えば消火困難地域がございます。2項道路の場合、法律上は4メートルに広がりますけれども、それにとどまらず例えば8メートルにしたほうが、消防署も、あるいは救急車も通りやすい、必要などころがあります。緊急、人の生命に関わるものですから、そういうところがある場合は、計画がある、ないとか都市計画決定している、していないに関わらず、南部地域の基本計画等には載っているわけです。そうであれば、都市計画法上の手続を待たずにぜひ先行買収してほしいし、そのための基金を積み立てているわけですから、それをやっていただきたいということを強く申し上げて、意見とさせていただきます。

堂免会長： よろしいでしょうか。では、そのほかでいかがでしょうか。

では、関口委員さん、お願いします。

関口委員： この案については賛成なのですが、先ほどのやり取りの中で1ページ、2ページのこの面積の表記の仕方は、3ページ以降の新旧対照表で見てくださいという話ですけれども、これは1ページ、2ページ目が1番訴えたいことだと思うのです。すぐに見られるような面積表記が、決まりでできないとの答弁がありました。これは、決まりを変えられるのであれば変えてほしいと思います。見てすぐにどのくらいの割合がなくなるのか、どのくらいの割合が増えるのかというのが分かるような形で、備考欄でも、計のところだけでも入れていただければと思います。そういう検討をしてほしいということを申し上げておきます。

堂免会長： それでは、住友委員さんお願いします。

住友委員： 先ほど質問させていただきましたのは、6ページのこのアナログからデジタル化に変更したという理由ということと、面積に増減はなくて影響がなかったということは理解をさせていただいたところでございます。これについてはいいかと思うのですけれども、ただ、今回1ページを見ましても、生産緑地の削除が20件ということで、新法の30年が過ぎてこれだけ出てきたということでございますけれども、私は、やはり国立市、緑が豊富な街というのは、本当に貴重だというふうに感じているところでございます。

そして、都市農業です。良好な都市農業を維持するということに関しましては、ぜひこの点をしっかりと取り組んでいただきたいというふうにお願ひしたいと思ひます。

以上です。

堂免会長： それでは、遠藤委員さん、お願いします。

遠藤委員： 今回、新法の関係で数多く削除が出てきたと、事務局からも御説明がありました。これは致し方ないことなのかというふうには思っております。これは個人の所有のものということになりますし、また、各委員から緑を残さなければいけないという言葉がありましたけれども、私の所見としては、これはあくまでも個人のお宅の緑ということですので、

やはりこれに頼らない緑の政策というのは、進めなければいけないというふうに思っております。なので、農業を営農されていらっしゃる方の御事情でこのようなことになるのは、今後も仕方がないと思えますし、また、相続税などがある場合には、このような形で自分の大切な土地を売って、それで納税しなければいけない。このような状況というのもあるということも、しっかりと委員として理解をしていかなければいけないというふうに思っております。

以上です。

堂免会長： それでは、青木委員さん、お願いします。

青木委員： 今回は新法、平成4年指定後の30年の縛りがなくなるといったことの流れによって、このような多くの生産緑地が削除されるということ、致し方ないことであるというふうに考えております。やはりこれは、個人の所有でございますので、相続の関係などいろいろな事由によりなくなることは、理解をするものでございます。

その一方、30年ということ、営農されるということ、御決断されて、新しく生産緑地化されること、大変うれしくありがたいと思っております。農業委員の皆様も、農地パトロールも行っていただいているとお聞きしておりますので、今後も国立市の農地が、さらに守られていくことを願い、私の討論と意見とさせていただきます。

堂免会長： ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

では、中尾委員さん、お願いします。

中尾委員： 私からは2点ございまして、1つ目は市民目線で見ると、農地それから公園問わず近隣に緑があるというのは、やはり国立のいいところだと思うので、それをあまりこの都市計画の話だけに限らず横軸で検討いただきたいというのが一つ。

もう一つは、審議会のアジェンダだかどうかわからないのですが、定量的に減った分の面積を示していただいていることはよく分かっているのですが、一方で定性的にこの後どうしていきたいとか、この結果に対する考察みたいなところもおっしゃっていただけると、検討とか議論の元になるかと思っています。どうしていきたいとか、これから緩やかに緑を残していけないといけないという中で、今の状況はどうかというところとか、そういったところの御意見も合わせて御説明いただければありがたいと思った次第です。

以上になります。

堂免会長： ありがとうございます。では、そのほか、いかがでしょうか。

それでは、お諮りいたします。国立都市計画生産緑地地区の変更について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

堂免会長： 異議なしと認め、本案は原案のとおり決することにいたします。

さて、次に、そのほかの報告事項の1つ目、「東日本旅客鉄道南武線(谷保駅から立川駅間)連続立体交差計画及び関連する道路計画について」をお願いいたします。

町田都市計画課長： それでは、報告事項の1、「東日本旅客鉄道南武線(谷保駅から立川駅間)連続立体交差化計画及び関連する道路計画について」を御説明いたします。

まず初めに、こちらにつきましては、都市計画素案の説明会として令

和5年8月3日、5日、6日及び8日の計4日間、国立市域ではくにたち市民芸術小ホールと国立第六小学校で、立川市域では立川第三中学校にて開催されました。出席者につきましては、主催者として東京都から都市整備局交通企画課、街路計画課及び建設局計画課が、国立市からは都市計画課及び南部地域まちづくり課が、立川市からは都市計画課及びまちづくり推進課が、及び東日本旅客鉄道が出席しました。また、説明会への参加者数でございますが、8月3日木曜日は271名、5日土曜日は125名、6日日曜日は116名、8日火曜日は91名の参加をいただきました。

それでは、国立市都市計画審議会資料No.2を御用意いただけますでしょうか。カラーのパンフレットになります。

資料をお開き願います。左側の「計画のあらまし」でございます。

本事業は、JR南武線の谷保駅から立川駅間の約3.7キロメートルの区間において鉄道を高架化し、道路と鉄道を連続的に立体交差化するものです。また、良好な住環境の保全や地域の利便性向上を目的とした側道の整備も併せて計画しています。これらの計画の実施により立川3・4・8号線などの19か所の踏切が除却または廃止され、踏切での交通渋滞の解消、道路と鉄道それぞれの安全性の向上が図られます。さらに、鉄道により分断されていた地域が一体化されるとともに、都市計画道路などの整備を併せて推進することにより、安全で快適なまちづくりが実現されますとしております。なお、大まかな位置につきましては、この資料の1番裏面になりますが、位置図としてございます。

次に、戻りまして、計画の概要でございます。

初めに、区間は国立市谷保から立川市柴崎町3丁目。延長は、都市計画区間が約4.2キロメートル、事業予定区間が約3.7キロメートル。構造形式は高架式（かさ上げ式）及び地表式。駅施設は矢川駅、西国立駅のホーム延長が約130メートル、ホーム幅員は約5から8メートルとなっております。

次に、都市高速鉄道東日本旅客鉄道南武線附属街路（側道）として、幅員約6から16メートル、路線数は8本となっております。

次に、資料の展開をお願いいたします。1番左側は、立体化により除却、廃止される踏切19か所を表にしております。

また、その下には、立体化予定区間における交差する都市計画道路を表にしております。見開きの中央、連続立体交差化計画の概要図の平面図では、図面右側の谷保駅から左側の立川駅間の都市計画区間約4.2キロメートル及び事業予定区間約3.7キロメートルを示しております。凡例のうち主なものとして赤色の線は、鉄道の計画線を示しております。青色の線は、鉄道附属街路を示しております。茶色の線は、都市計画道路を示しております。さらに、赤色の鉄道の計画線上には、除却・廃止等がされる踏切の名称と位置が記載されております。その下の縦断図では、谷保駅から左側の立川駅間での現状及び高架化の高さの概略を示しております。

次に、右側の標準断面図を御覧いただきたいと思っております。一般部、取付け部、矢川駅、西国立駅における位置関係を示しております。

次に、この標準断面図の裏面を御覧ください。工事着手までの流れでございます。

今回の説明会は、左側の都市計画の流れの1番上になります、「都市計画素案の説明会」

の部分でございます。今後、都市計画の手續と並行して右側の環境影響評価の手續も行ってまいります。そして、都市計画案の説明会と環境影響評価書案の説明会を同時に開催する予定となっております。その後、手續を経て都市計画決定を行い、都市計画事業認可を取得後、工事着手する予定となっております。

なお、こちらの事業につきましては、南武線高架化事業が東京都とJR、関連道路事業につきましては各市となっております。今後、南武線高架化事業の都市計画決定につきましては、東京都の都市計画審議会において取り扱われますが、地元市のほうへは、意見照会が来ることになっております。また、関連道路につきましては市決定となりますので、国立市都市計画審議会において取り扱うこととなります。

連続立体交差化計画及び関連する道路計画についての説明は以上でございますが、説明会におけます参加者の方々からの主な質問、意見を御紹介させていただきます。

鉄道立体化の構造形式について、高架化の区間について、事業のスケジュールや事業費について、用地取得の範囲などについて、側道や交差道路など周辺の道路整備について、工事に伴う周辺の影響について、沿線のまちづくりについてなどございました。

また、この説明会では、そのほかに国立市において「矢川駅周辺まちづくりについて」、立川市においては「西国立駅交通広場計画の都市計画素案」についての説明も行いました。

説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

堂免会長： ただいま事務局より説明がありました。今回は報告とのこと。詳細・具体の質疑は案として意見照会または付議された段階となりますが、現段階で御質問などがございましたら、挙手をお願いいたします。

では、住友委員さん、お願いします。

住友委員： では、何点か質問させていただきます。

まず、南武線の北側についてですけれども、仮線附属街路というところについて伺いたいと思いますが、これは立ち退きの可能性と土地の用地の取得は、どういうふうになっていくのか伺いたいと思います。

堂免会長： 事務局。

南部地域まちづくり課長： 仮線の設置についての御質問かと思えます。仮線でございますが、鉄道の高架化の工事は、その鉄道の運行を継続して行う必要がありますので、まず、現行の地上を走っている鉄道敷を、この事業区間で言いますと北側に1回仮の鉄道敷を設置して、現在の鉄道敷を撤去して高架橋を施工していくという手順になります。その仮線でございますが、国立市域内は、おおむね全ての区間で鉄道の北側に既に国立市道がございますので、基本的には現在の道路の部分に仮線を設置していくということになります。

さらに、その仮線は、道路をなくして一旦仮線を設置しますので、もともと道路に接している宅地の方が行き来をできるようにするために、仮の側道というのを街区、場所によっては必要に応じて設置していく必要がございますが、まず、仮線については、最終的には撤去して現在の形に復旧しますので、用地取得については、基本的には借地で対応していくとのことでございます。

ですので、御質問で立ち退きの可能性はあるのかという御質問ですが、借地に伴いました一時的に移転していただく可能性はございます。

堂免会長： 住友委員さん。

住友委員： 借地で対応するという事なのですね。そうしますと、そのことについて何か住民から声とかは聞いているところはございますか。

堂免会長： 事務局。

南部地域まちづくり課長： 8月の素案説明会以降、個別に市民の方から御質問、御意見等をいただいているところでございます。

堂免会長： 住友委員さん。

住友委員： どのような御質問がありましたか。

堂免会長： 事務局。

南部地域まちづくり課長： 図面を説明会でお示ししておりますので、御自身の敷地にどの程度かかるのか、あるいは今後の用地折衝の手続はどうなっていくのか、スケジュールはどうなのかという御質問が多くございます。ただ、東京都のほうでも、まだ個別の用地補償の対応については、今後計画をして用地測量等を経た上で個別に対応していくということですので、その旨をお伝えしているところでございます。

堂免会長： 住友委員さん。

住友委員： それでしたら次に、廃止踏切について伺いたいと思います。2本、坂下第一踏切と滝の院踏切が廃止になるということですが、このことについて結構住民合意がまだまだ取れてないような段階かと思うところですが、反対意見もありました。廃止しないことというのは、考えられないものでしょうか。

堂免会長： 事務局。

南部地域まちづくり課長： ここで8月に行政として素案という形で御説明した段階でございますので、おっしゃるとおり周辺の方からもお問合せは多くいただいておりますので、市としましても、地域の皆様とこれからいろいろお話し合いをさせていただいて考えていきたいというところでございます。

堂免会長： 住友委員さん。

住友委員： これからということで、まだまだ詰めなければいけないところがあると思います。それと最後になりますが、この廃止踏切の近くに坂下地域がありまして、その東西の道についてなんですけれども、今この東西の道を造るというようなところの説明があったと思いますが、このことについてもやはり反対の声を聞いているのですが、今の現状の考え方はいかがでしょうか。やはりそのまま進んでいくのでしょうか。

堂免会長： 事務局。

南部地域まちづくり課長： こちらも8月の説明会で2か所の踏切の廃止に対する対応策として提案させていただいたのが、坂下地区です。つまり南武線の南側の地域の東西の動線を広げていって対応したいという1つの提案をさせていただいております。それに対してさらにこういう案はどうかというような御意見は市民の方からもいただいておりますので、その辺も含めて様々な対応の手法はあると思いますので、あらゆる選択肢は、行政としては、排除せずに検討していきたいと考えております。

堂免会長： そのほかは、いかがでしょうか。

では、関口委員さん、お願いします。

関口委員： 先ほど都市計画審議会の質疑応答は、付議されてからというふうな話があったと思うのですが、付議されるのは、工事着手の流れでいくとどここのあたりで、いつ頃付議される予定になっているのか教えてください。

堂免会長： では、事務局。

町田都市計画課長： いつ頃かということで、先ほどのパンフレットの「工事着手までの流れ」という表を見ていただけたらと思います。先ほど申しました左側の1番上の赤く白文字になっております都市計画素案の説明会が、今現在でございます。その3個下に下がりますと、都市計画審議会と書いてあるところがあるかと思えます。こちらが、先ほど少し申しましたけれども、東京都決定のものは、東京都の都市計画審議会という意味です。市が決定します先ほど申しました側道については、ここが国立市都市計画審議会になるんですけれども、その前に東京都の都市計画審議会に諮るに当たって、先ほど申しました地元市の意見を聞くというのが、その前にあります。

ですので、今、委員さんの御質問でいいますと、この流れでいいます都市計画審議会と書いてあるその少し上に国立市都市計画審議会が開催される予定でございます。いつ頃かという御質問もありました。こちらは、やはり東京都のほうの発言になりますけれども、この説明会のときにもお話がありました、都市計画決定までが、おおむね3年程度というお話をいただいておりますので、その頃の少し前かと考えております。

堂免会長： 関口委員さん。

関口委員： 今の説明だと市の都市計画審議会としては、付議されるのは側道のみと。その前に、都の審議会で決定される前に関係市の意見を聞くということがあるので、そこで、この会で質疑応答があるということでもいいですね。

そうすると、かなり計画が進んだ状態で付議されるということになるのですけれども、それで意見が反映されるということは、よほどのことがないかないかと思えますが、そういうふうな認識でよろしいでしょうか。

堂免会長： 事務局。

町田都市計画課長： 今後、市の都市計画審議会を開催するまでの間、途中で都市計画案の説明会などもございますので、適宜報告はさせていただきたいと思っております。そして、最終的な都市計画審議会でございますけれども、都市計画審議会では、それまでの取組・手続が正しかったどうか等を審議していただくものです。例えば複線がもっと複々線だとか、そういう何か計画を変更とか意見を申したいとなると、その以前に、この都市計画審議会ではない場面になるかとは思っております。

したがって、繰り返しになりますけれども、今後予定しております国立市の都市計画審議会では、側道の国立市決定、それと東京都の決定に対する地元市での意見照会、この2つをこの都市計画審議会に審議していただき、正しく手続等が行われているか等を審議していただき、議決をいただきたいと、そのような考えでおります。

堂免会長： そのほかは、いかがでしょうか。

なければこの件については、以上とさせていただきます。

次に、報告事項の2つ目、「国立都市計画道路3・3・15号中新田立川線及び3・4・5号立川青梅線について」をお願いいたします。

町田都市計画課長： それでは、報告事項の2、「国立都市計画道路3・3・15号中新田立川線及び3・4・5号立川青梅線について」を御説明いたします。

まず初めに、こちらも説明会の開催についてになりますが、令和5年9月8日、9日の2日間、国立第六小学校にて開催されました。出席者につきましては、主催者、事業主体であります東京都から都市整備局街路計画課、建設局計画課、北多摩北部建設事務所が、また、オブザーバー参加として国立市からは、都市計画課及び南部地域まちづくり課が、立川市からは、都市計画課が出席しました。また、説明会への参加者は、9月8日金曜日は100名、翌9日土曜日は142名の参加をいただきました。

それでは、国立市都市計画審議会資料No.3を御用意いただけますでしょうか。

1ページをお開き願います。1、計画のあらましでございます。

3・3・15号線立川東大和線は、日野バイパスから立川市を経由して東大和市の青梅街道に至る、多摩地域における南北方向の主要5路線の1つでございます。また、3・4・5号線新奥多摩街道は、東八道路から国立、立川、昭島、福生及び羽村市を経由して青梅市で青梅街道に至る、多摩地域における東西方向の主要4路線の1つです。

立川東大和線と新奥多摩街道は、多摩地域の骨格を形成する重要な都市計画道路であるとともに、多摩地域の広域防災拠点である立川広域防災基地へのアクセスルートの一部となっておりますが、未整備区間が残っております。

これらの未整備区間のうちそれぞれ東日本旅客鉄道南武線と交差する付近の区間であり、ます国立都市計画道路3・3・15号中新田立川線の国立市谷保から富士見台4丁目までの約0.5キロメートル、それと、国立都市計画道路3・4・5号立川青梅線の国立市富士見台4丁目から青柳1丁目までの約0.6キロメートルについて、JR南武線の連続立体交差化計画に合わせて事業を行うに当たり、その都市計画変更素案を取りまとめたことから、今回東京都より提示があったものでございます。

なお、両路線の対象区間は、ともに「東京における都市計画道路の整備方針」において優先的に整備する路線に位置づけられております。

立川東大和線及び新奥多摩街道の整備の目的ですが、多摩地域における人やものの動きの円滑化や都市間の連携強化、災害時の緊急輸送網や安全な避難経路の確保などによる防災性の向上、生活道路からの交通転換による利便性・安全性の向上、周辺道路における渋滞の緩和、安全で快適な都市空間の創出としております。

次に、都市計画素案の概要でございますが、2ページ目も合わせて御覧ください。

初めに、国立都市計画道路3・3・15号中新田立川線ですが、JR南武線の連続立体交差化計画に併せてJR南武線との交差部付近を、立体構造から平面構造に変更します。これに伴い交差部付近の区間の計画幅員を「28メートルから33.7メートル」に変更します。また、併せて標準幅員を「25メートルから28メートル」にします。なお、車線の数として、完成している部分も含めまして4車線に定めます。

次に、国立都市計画道路3・4・5号立川青梅線ですが、こちらもJR南武線の連続立体交差化計画に併せてJR南武線との交差部付近を、立体構造から平面構造に変更します。これに伴い交差部付近の区間の計画幅員を「20メートルから33.7メートル」に変更します。また、こちらも車線の数として、完成している部分も含め東側の府中市境から西

側の立川市境までの全線で2車線と定めます。

次に、3ページ、4ページを御覧ください。2の道路構造の概要(イメージ図)でございます。

左側が、(1)国立都市計画道路3・3・15号中新田立川線(立川東大和線)。右側は、(2)国立都市計画道路3・4・5号立川青梅線(新奥多摩街道)の平面図でございます。おのおのの平面図の下にそれぞれ縦断図としてJR南武線との交差部は平面構造、矢川との交差部は橋梁構造とすることを示しております。その下には、横断図として幅員28メートルと幅員20メートルの車道部と歩道等の幅員を、標準的なものとして示しております。

続きまして、5、6ページを御覧いただきたいと思えます。

3、都市計画変更素案の概要図でございます。

路線ごとに都市計画変更素案の概要と幅員変更部分の拡大図、また、事業予定区間を示しております。

最終ページ、7ページになりますけれども、4の事業の流れでございます。

今回の説明会は、左側の都市計画の流れの1番上になります都市計画変更素案の説明会の部分でございます。今後の都市計画変更の手續と並行して3・3・15号線では、環境影響評価の手續も行ってまいります。そして、都市計画変更案の説明会と環境影響評価書案の説明会を同時に開催する予定となっております。その後、手續を経て都市計画決定告示を行い、都市計画事業認可を取得後、工事着手する予定となっております。

都市計画変更素案の説明は以上でございますが、同じく説明会におけます参加者の方々からの主な質問、意見を御紹介いたします。

事業予定区間はいつ完成するのか。地元では道路を待っている人もいますので、早期整備をお願いしたい。事業予定区間の整備により大型車両が入ってきて、住環境が悪化するのではないか。矢川交差部を橋梁構造としても、橋の下の生態系が破壊されるのではないか。今回の計画に併せて甲州街道の車線数の減少または歩道拡幅の計画はあるか、などございました。

説明は、以上になります。よろしく御願いいたします。

堂免会長： ただいま事務局より説明がありました。こちらも今回は、報告とのこと。詳細・具体的な質疑は、案として意見照会された段階となりますが、現段階で質問などがございましたら、挙手をお願いいたします。

では、まず、住友委員さん、お願いします。

住友委員： 質問させていただきます。

最後のページになりますけれども、都市計画変更案の説明会と環境影響評価書案の説明会が同時開催されるということでございますけれども、時期についてはどのようになっていますか。

堂免会長： 事務局。

町田都市計画課長： これは、あくまで東京都の事業になりますので、東京都からの聞いた内容になります。都市計画変更素案の説明会から次の都市計画変更案の説明及び環境影響評価書案の説明会につきましては、おおむね2年程度と聞いているところでございます。

堂免会長： 住友委員さん。

住友委員： 2年程度ということですね。そうしますと、4ページになりますけれども、都市計画道路3・4・5号線のことなのですが、これは2車線なので、環境影響評価条例の対象外ということですが、矢川との交差点において矢川に及ぼす影響についての調査をするということでございますけれども、環境影響評価並みの調査をするということによろしいのでしょうか。どのような調査をなさる予定でしょうか。

堂免会長： 事務局。

町田都市計画課長： こちらも東京都からの話になりますけれども、東京都環境影響評価条例の中で4車線以上という条件があるのですけれども、この3・4・5号線のさくら通りは2車線でございますので、それには合致しないということで、対象ではないと聞いております。しかしながら、矢川の上を同じく橋梁で通るということですので、東京都としましては、条例の対象ではありませんが、矢川との交差点においては、事業が矢川に影響を及ぼすその影響について調査予測及び評価し、必要な措置を実施しますと東京都から聞いているところでございます。

堂免会長： 住友委員さん。

住友委員： すみません、質問の内容がよくなかったのかもしれませんが、環境影響評価並みの調査を行うということの理解でいいんですか。そこはまだ分からないところですか。

堂免会長： 事務局。

町田都市計画課長： 環境影響評価並みという、その表現で聞いたことはないのですけれども、今私が申しました調査は予測評価ですので、それ以上のことは、東京都のほうからは発しておりません。

堂免会長： 住友委員さん。

住友委員： 分かりました。

この3・4・5号線、3・3・15号線共に矢川の上を通るような道路でございますけれども、優先整備路線といえども、こうした矢川の上を通る環境問題については、住民の方から反対の声が、かなり上がっているところですよ。しっかりとその点のことについても東京都に意見を言っていたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

堂免会長： そのほか、いかがでしょうか。

関口委員さん。

関口委員： 今の委員の質問で明らかになったと思うのですが、3・3・15号線、これは0.5キロメートル、500メートルで、従来環境アセスメントの対象となるのは、道路は1キロメートル以上というのが規定されていると思いますが、これは丁寧にやるということで、500メートルだけでも環境影響評価をやるということで理解してよろしいですか。

堂免会長： 事務局。

町田都市計画課長： 先ほど申しました東京都の環境影響評価条例でございますけれども、ただいま委員のおっしゃるとおり対象のものが、4車線以上かつ区間の長さが1キロメートル以上のものが対象事業となっております。しかしながら、この条例の中で4車線以上かつ1キロメートル未満であっても、対象事業の一部として実施するものは対象となるというただし書がございまして、東京都としては、それを判断して今回丁寧にやっていくという中で、

影響評価の対象としたと聞いているところでございます。

堂免会長： 関口委員さん。

関口委員： 従来条例でそういうふうに規定されているのだけれども、1キロメートルを刻んでいつて環境評価をやらないということをやっとやってきたけれども、今回500メートルでもやるという、丁寧な環境影響評価をやるということで、十分にやっていただきたいと思えます。

それともう一つ、2ページの表のところに車線数の決定というのがあるのですが、3・4・5号線は2車線ということで、決定でよろしいですか。

堂免会長： 事務局。

町田都市計画課長： 今回素案の中に2車線という決定をしていきたいという旨を載せております。

堂免会長： ほかにございませんでしょうか。なければこの件については、以上といたします。

さて、議題につきましては以上でございますが、そのほか何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

堂免会長： なければ、以上で議事日程のとおり全て終了いたしましたので、これをもちまして第47回国立市都市計画審議会を閉会いたします。

本日はお疲れさまでした。ありがとうございました。

— 了 —